

1 海外におけるIT国家戦略

海外でも新しいIT戦略の策定、見直しが進む

我が国では、平成13年1月に「e-Japan戦略」を策定して以来、各種のIT国家戦略を実施し、現在「e-Japan戦略」の見直しを行っている(3-1-2 P219 参照)。海外においても、我が国同様、情報通信の進展に応じ、新たなIT国家戦略の策定や従来の戦略の見直しが行われている。

例えば、EUにおいては、2002年6月に「eEurope 2005アクションプラン」が採択されている。この中で、オンライン上の公共サービス(e政府、eラーニング、eヘルス)、ダイナミックなeビジネス環境、

手頃な価格で利用可能なブロードバンドの普及、安全な情報インフラ等に関するEU各国の行動計画を定めている。

また、韓国においては、2002年4月、「e-KOREA VISION 2006」を策定している。これは、全国情報化促進、産業部門情報化促進(オンライン取引環境の整備等)、電子政府をベースとした公共部門情報化の促進、情報インフラの持続的の高度化、グローバル情報化通信社会に向けた国際競争力強化等を内容としたものである。

図表 主要国における最近のIT国家戦略

国名	プロジェクト名 (括弧内は策定年月)	期間	概要
米 国	Networking IT R&D Program (2001年7月)	2000年～	以下の3つを統合した、情報通信技術分野の長期的な研究開発を行うための省庁横断プロジェクト 「HPCC(High Performance Computing and Communication)」(高性能コンピュータ及びコンピュータ通信の開発) NGI (Next Generation Internet)」(次世代ネットワーク技術の開発) 「IT ² (Information Technology for the 21 st Century)」(コンピュータ及び科学技術と社会等、広範囲に渡る長期的研究開発計画) 大統領の諮問機関であるPITAC (President's Information Technology Advisory Committee) の主導の下、12省庁が参加し、以下の6分野を軸に研究開発を促進 【内容】 高性能コンピュータの開発/大規模ネットワークの構築/高信頼度のソフトウェアシステムの開発/ヒューマン・インターフェースの向上/ソフトウェアデザインと生産性の向上/IT分野における人材育成
欧 州 (EU)	eEurope 2005 アクションプラン (2002年6月)	2002～2005年	2000年6月に採択された「eEurope 2002アクションプラン」の改訂版。EU加盟国に対し2005年までに実現すべき項目を提言 【内容】 最新のオンライン公共サービス(e政府、eラーニング、eヘルス)/活発なeビジネス環境/ブロードバンドアクセスが低料金で広く利用可能/安全な情報インフラ 等
	第6次フレームワーク研究開発プログラム (2002年6月)	2002～2006年	同フレームワークのサブプログラムとしてIST計画が推進中であるが、フレームワーク予算総額162億7,000万ユーロのうち、情報通信関係は22%(36億ユーロ)が充てられている 【内容】 すべての市民へのブロードバンドアクセス/次世代移动通信システム/グローバルな信頼性及びセキュリティフレームワーク/各機関・企業及び政府間のネットワーク化 等
イ キ リ ス	UK Online (2000年9月)	2000～2005年	官民共同の下、情報化社会の構築を目指すもの 【内容】 2002年までに世界で最も電子商取引に適した国になること/2005年までに国民にインターネットを普及/2005年までに全ての行政サービスをオンライン化/中小企業が電子商取引利用で世界最高水準になること/IT産業、エレクトロニクス産業、通信産業、コンテンツ産業の競争力の強化 2001年2月、「UKオンライン：ブロードバンドの将来」を策定。ブロードバンドサービスの普及促進を目的とした行動計画を提示 【内容】 今後3年間で3,000万ポンドを投じ、ブロードバンドサービスの全国規模の普及を図る/ブロードバンド市場の競争化を図る/公的資金でUKオンラインセンターを6,000カ所以上設置し、ブロードバンド需要を喚起/地方や低所得者層へのブロードバンド普及を目的とした、経済振興策を検討

図表 主要国における最近のIT国家戦略（つづき）

国名	プロジェクト名 (括弧内は策定年月)	期間	概要
フランス	情報化社会に向けた 政府行動計画（1998年1月） (PAGSI : Programme d'Action Gouvernemental pour la Societe de l'Information)	1998年～	インターネットの普及の遅れを取り戻し、本格的な情報社会の実現を目標 【内容】 教育分野における情報技術及び通信技術の新規導入 / 新たなマルチメディア網を用いた意欲的な文化政策の推進 / 公共サービス近代化のための新情報技術の利用 / 企業にとって重要な情報技術の振興 / 技術革新の推進 / 暗号化に関する法制度の整備 2002年11月、Reso2007計画を発表、2007年までの目標を策定 【内容】 電子商取引における市場ルール・ユーザ保護スキームの策定 / 研究開発への援助拡大 (重点分野:第2.5世代・第3世代携帯電話 / 無線LAN / IPv6 / ネットワークセキュリティ) / 電子政府への整備 / 就学児童・生徒のいる全家庭へのパソコン普及 / 全ての企業がインターネットへ接続 / 常時接続・高速インターネットの普及促進 / 地域間デジタル・ディバイドの解消 等
ドイツ	21世紀の情報社会における イノベーションと雇用 (1999年9月) (Innovation und Arbeitsplätze in der Informationsgesellschaft des 21. Jahrhunderts)	1999年～	ITと通信網の活用により、経済生活の根本的変革による経済成長と雇用増を目的に、30億マルクを投じる行動計画を策定 【内容】 電子商取引等のインターネット利用を促進するための法制度の整備 / 情報技術革新の促進 / 国民へのインターネットの普及 / 教育の情報化 / 人材育成と雇用機会の創出 / 電子政府の推進 / 情報通信基盤の整備 2000年9月、情報化社会促進行動計画「Internet für Alle(Internet for All)」を策定 【内容】 インターネット技能に関する教育の一般教育への導入 / 学校・教育機関へのパソコン設置 / 失業者へのインターネット教育 / 通信料金低下に向けた加入者回線網市場の事業者間競争の促進 / インターネットの個人利用促進のための非課税措置 / 電子政府「BundOnline 2005(連邦オンライン2005)」の構築 / 電子商取引促進に向けた法制度の整備 / インターネットの安全性 / 自主規制に基づく産業界の責任強化
韓国	e-Korea VISION 2006 (2002年4月)	2002～2006年	これまでの情報化の成果を基に、国家社会全般を持続的に革新し、新たな挑戦を行うとともに課題を解決することにより、21世紀の知識情報社会のグローバルリーダーとして活躍することを目指すもの 【内容】 全国民情報化促進 (2006年までにインターネット利用人口普及率90%等) / 産業部門情報化促進 (オンライン取引環境の整備等) / 電子政府をベースとした公共部門情報化の促進 / 情報インフラ持続的高度化 / グローバル情報化通信社会に向けた国際競争力強化 等
シンガポール	Infocomm 21 (2000年8月)	2000～2004年	1991年8月に策定されたIT 2000の改訂版。自由市場主導、民間企業主導、グローバルな戦略の3つ原則の下、同国をダイナミックで活力ある世界的な情報通信ハブとなることを目標に以下を推進 【内容】 企業の情報化 / 公共分野の情報化 / 情報通信関連産業の振興 / 人材育成 / 生活の情報化 / 情報通信関連産業の自由化
	Connected Singapore (2003年3月)	2003年～	情報通信の発展段階をより高いものとし、情報通信産業を活性化することが目標 【内容】 ブロードバンド化の推進 (2006年までにブロードバンド世帯普及率50%等) / 3年間で1億シンガポールドル相当の、3,000人の雇用を創出する新規技術開発プログラム / トップクラスの電子出版・ソフトウェア企業の誘致 / 情報通信産業のGDPへの寄与率を2012年までに10%に向上 等

2 世界の電気通信利用状況及び市場規模

(1) インターネットの利用状況

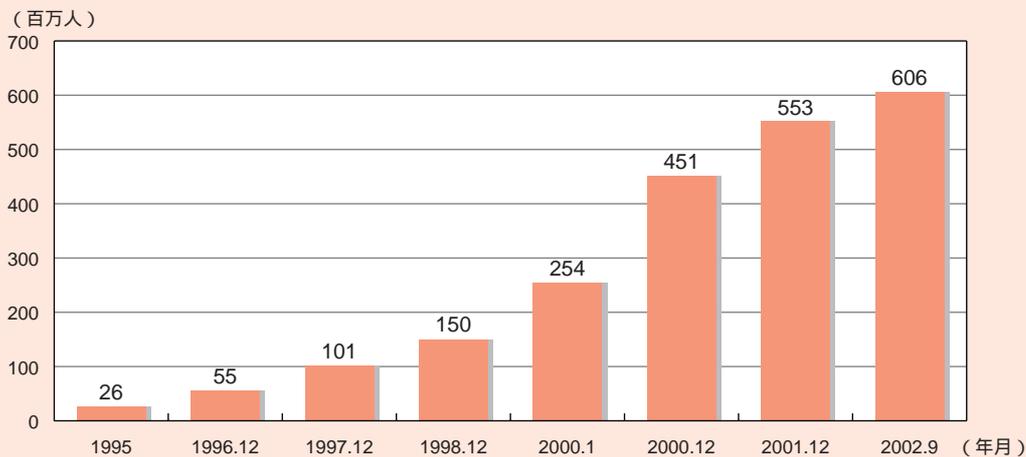
全世界での利用者数は2002年9月において6億人

世界のインターネット利用者数は、引き続き増加している。NUA社が公表している推計によれば、2002年9月現在のインターネット利用者数は約6億560万人に達している(図表)

地域別の内訳では、欧州地域が1億9,091万人(31.5%)と最も多く、以下、アジア・パシフィック

地域が1億8,724万人(30.9%)、北米地域が1億8,267万人(30.2%)となっている。(図表) インターネット利用者数の地域別比率の推移をみると、欧州、アジア・パシフィック地域の比率が増加を続け、2002年には北米地域の比率を抜いている(図表)

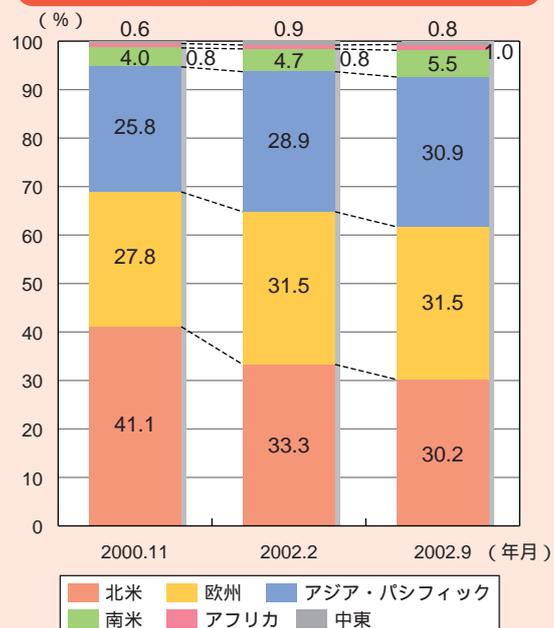
図表 世界のインターネット利用者総数の推移



図表 世界のインターネット地域別利用者数(2002年9月時点)

地域	利用者数(人)
欧州	1億9,091万
アジア・パシフィック	1億8,724万
北米	1億8,267万
南米	3,335万
アフリカ	631万
中東	512万
合計	6億560万

図表 世界のインターネット地域別利用者比率の推移



図表 ~ NUA社調べにより作成

2 世界の電気通信利用状況及び市場規模

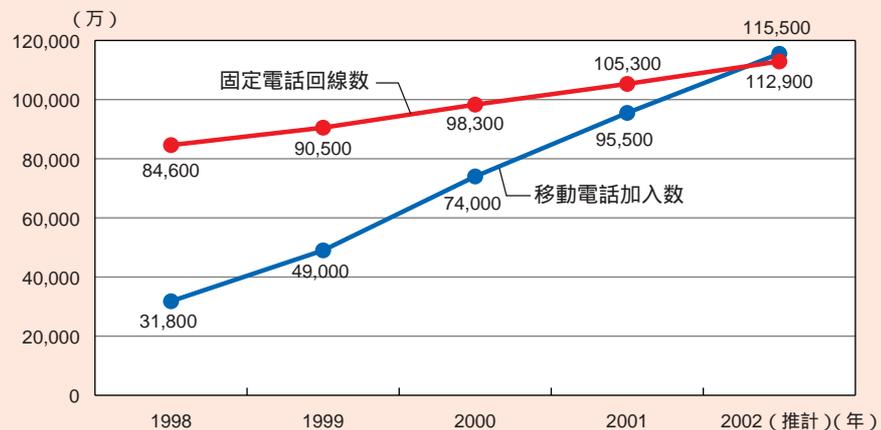
(2) 固定及び移動電話の利用状況

移動電話の加入数でもアジアの比率が欧州地域を逆転

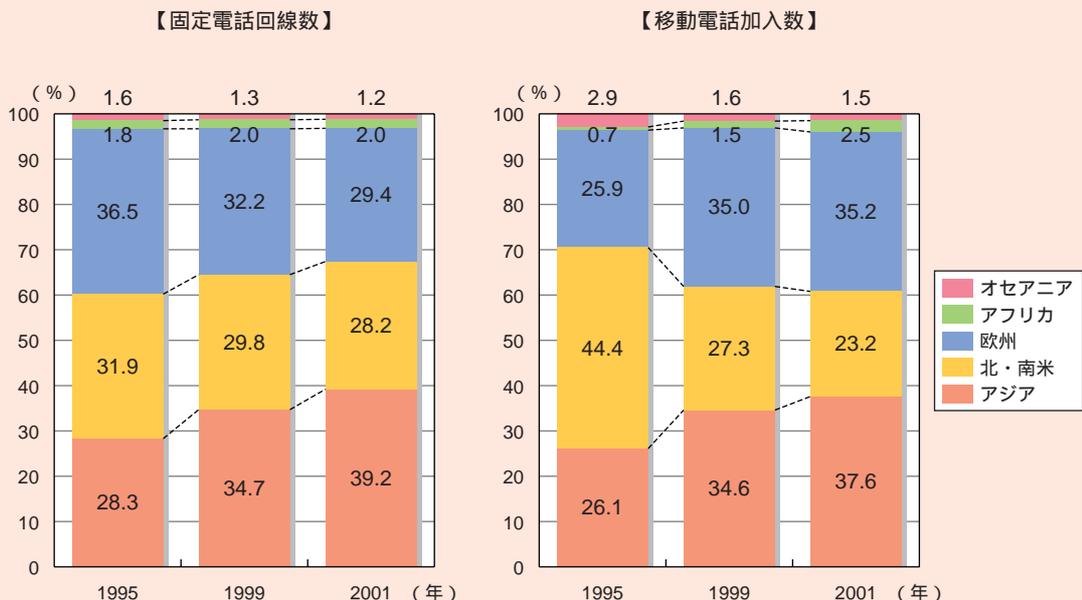
世界の電気通信サービスの利用は、2001年に固定電話回線数（公衆電話を含む。）が10億5,300万回線、移動電話加入数が9億5,500万である。移動電話加入数は、急速な増加を続けており、2002年には、世界の移動電話加入数が固定電話回線数を超える見込みである（図表 ）。

地域別には、固定電話、移動電話ともに、アジア地域の占める比率が増大している。2001年では、固定電話回線数において、アジア地域の比率は全世界の39.2%を占めている。移動電話加入数においても、2001年にアジア地域の比率が欧州地域を抜き、第1位になっている（図表 ）。

図表 世界の各種電気通信サービス回線数等の推移



図表 世界の各種電気通信サービス回線数等の地域別比率の推移



図表 、「ITUホームページ、ITU「World Telecommunication Indicators」により作成

2 世界の電気通信利用状況及び市場規模

(3) 電気通信市場規模

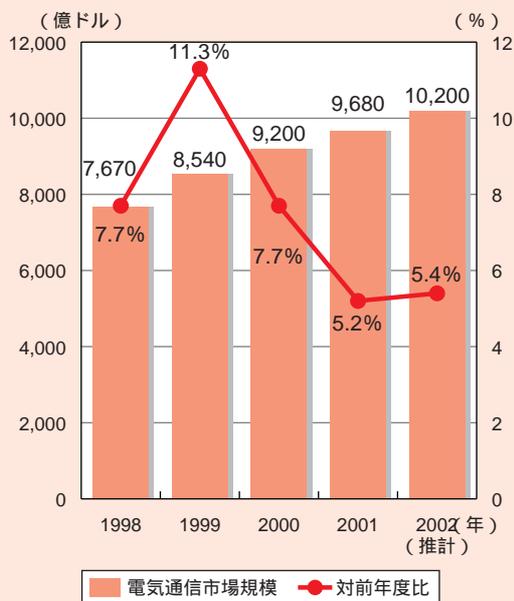
移動通信市場の伸びにより、2001年に5.2%増の9,680億ドルに成長

世界の電気通信市場規模は、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）によると、2001年には9,680億ドル（対前年比5.2%増）に成長している。2002年には1兆ドルを突破する見通しである（図表）。このうち、固定通信市場は、2001年には4,720億ドル（対前年比1.0%減）であり、2002年も微減の見通しである。移動通信市場は、2001年には3,170億ドル（対前年比14.0%増）と大幅に増加し

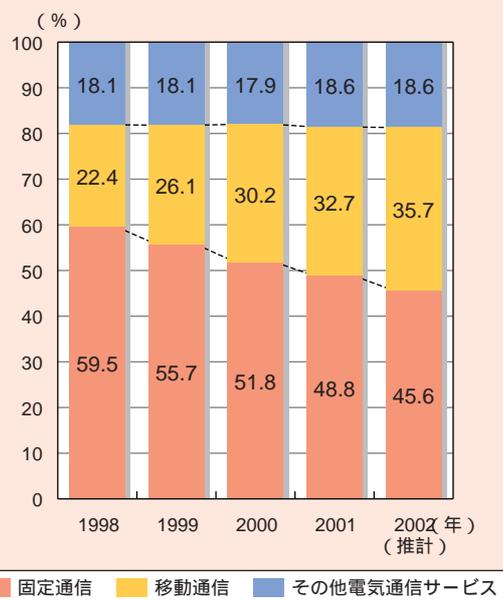
ている。電気通信市場に占める移動通信市場の比率は、2001年には32.7%（対前年比2.5ポイント増）となり、2002年に更に増加する見通しとなっている（図表）。

電気通信市場規模の地域別の構成比では、1999年に北・南米、欧州、アジアが世界全体の96.6%を占める（図表）。

図表 世界の電気通信市場規模の推移



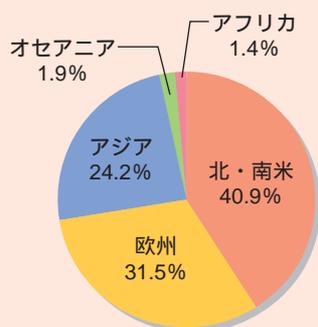
図表 世界の電気通信市場規模の役務別内訳の推移



(参考)

内訳 (億ドル)	1998	1999	2000	2001	2002 (推計)
固定通信	4,560	4,760	4,770	4,720	4,650
移動通信	1,720	2,230	2,780	3,170	3,640
その他電気通信サービス	1,390	1,550	1,650	1,800	1,900

図表 世界の電気通信市場規模の地域別構成比(1999年)



3 海外における通信・放送事業者の動向

欧米で、通信・放送事業者の破綻・経営不振が相次ぐ

1 電気通信

国際的な電気通信市場を見てみると、2002年4月にAT&T（米国）とBT（イギリス）の合弁企業であるコンサートが解散した。1998年8月のユニソース、2000年1月のグローバルワンの解散に続いてコンサートが解散したことにより、1990年代に始まった主なグローバルアライアンス（国際提携）はすべて解消した。

米国では、2001年には、DSL等の小規模な新興参入事業者の破綻が相次いでいたが、2002年1月には、グローバル・クロッシングが破綻、同年7月には長距離・国際通信事業で全米第2位のワールドコム（現MCI）が、不正会計発覚を契機に破綻した。ワールドコムの経営破綻は、米国史上最大規模のものであった。また、AOL・タイムワナーは、2002年決算で米国史上最大の最終赤字約987億ドルを計上した。

欧州では、2002年中にBT、ドイツテレコム、フランステレコムといった各国主要通信事業者は、負債の増大等経営不振により、海外事業や非中核部門からの撤退、売却を進めている。また次世代携帯電話事業についても、免許料の高騰、IT不況等により、延期、撤退も発生している。2002年9月には、フラン

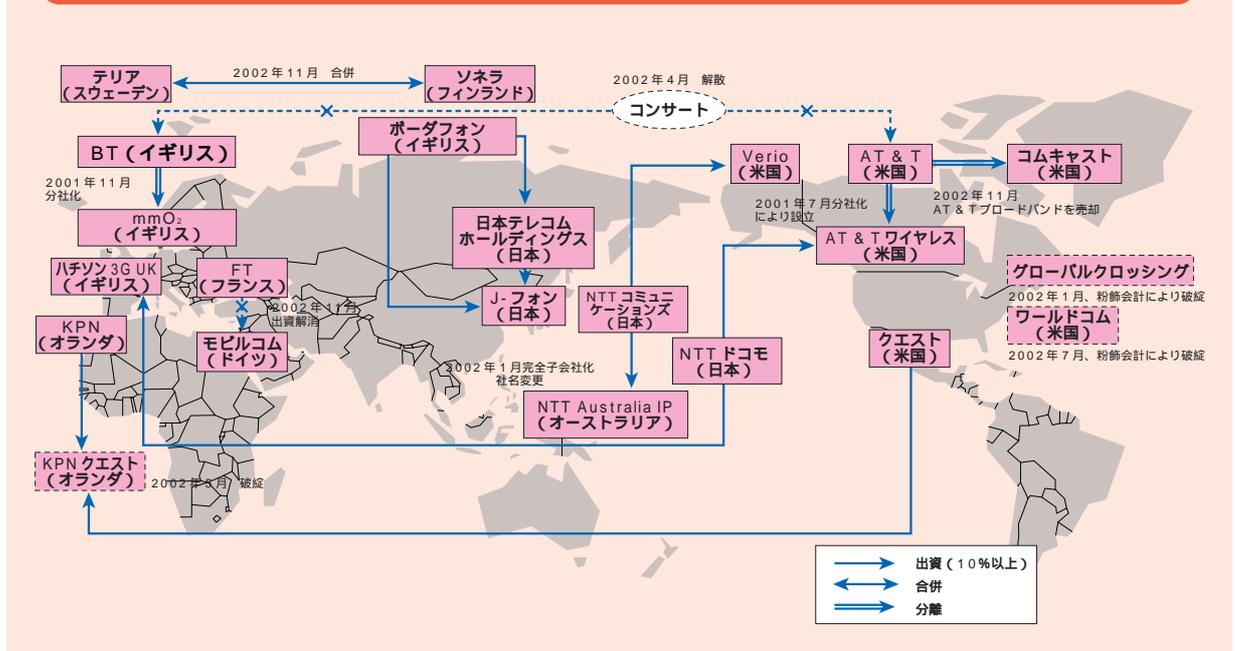
ステレコムはリストラ策の一環として、ドイツのモビルコムとの提携を解消した。そのため、経営破綻の危機に直面したモビルコムに対し、ドイツ政府は融資による救済を行った。また、2002年12月に、フランス政府は約90億ユーロの公的資金を用いて経営の悪化したフランステレコムへの融資を行った。このほか、企業データ通信ネットワークを提供していたKPNクエストが2002年5月に破綻を申請した。

2 放送・メディア

米国では、コムキャストがAT&Tブロードバンド部門を買収し、2002年11月に全米最大のケーブルテレビ会社AT&Tコムキャストが発足した。一方、オーストラリアのメディア大手ニュース・コーポレーションは、2003年4月に、米国衛星放送最大手のヒューズ（DirecTVの親会社）を買収すると発表した。また、ケーブルテレビ事業者のアデルフィアが、不正会計発覚を契機に、2002年6月に破綻した。

ドイツでは、2002年4月、欧州最大のメディアグループであったキルヒ・メディアが、スポーツ放映権料の高騰等を背景に経営破綻した。イギリスでは、地上波デジタル放送事業者のITVデジタルが2002年3月に破綻し、同年10月に清算が完了した。

図表 国際的な電気通信業界の動向（概要）



4 米国のIT政策の動向

ブロードバンド政策の見直しを実施

1 ブロードバンド政策

米国のブロードバンド政策推進については、2001年10月に米国電気通信工業会（TIA：Telecommunications Industry Association）がブッシュ大統領に対し国家ブロードバンド政策の策定を要請するなど、ブロードバンド普及の遅れを懸念する民間団体から米国政府への強い要請があった。

これらの民間からの要請も背景として、FCCは、2001年12月から2002年3月にかけてブロードバンド普及促進のため、有線系ブロードバンドアクセスサービスを非規制の情報サービスと位置付けるか否か、

地域競争促進のためベル系地域電話会社に課されているアンバンドル規制（競争事業者へのネットワーク要素ごとの開放を義務付ける規制）をブロードバンドサービスに関しどこまで緩和することが可能かなどについて一連の調査を開始した。このうちアンバンドル規制について、2003年2月、FCCはベル系

地域電話会社に対する規制を一部緩和することを発表した。FCCでは、これによりブロードバンドネットワークへの投資インセンティブを付与し、ブロードバンドサービスの競争が進むことを期待している。ただし、マス市場向けの市内交換機等に関しては、引き続きベル系地域電話会社にアンバンドル規制を課すこととした上で、今後ベル系各社のネットワーク開放義務を維持するかどうかの決定において、州政府の決定権の拡大を認めた。

一方、米国議会でも様々な議論を行っているが、2003年3月時点で特段の結論は出していない。

2 電波政策

FCCは、2002年6月に、周波数政策タスクフォース（Spectrum Policy Task Force）を設置し、新たな周波数需要に対応するための免許制度等について検討を行い、2002年11月に報告書案を公表、2003年1月まで意見募集を行った（図表）

図表 米国FCCの周波数政策タスクフォースの報告書の主な提言

1 従来の「指揮監督型」に加え、以下の免許制度を創設する	
A. 「共同利用型」（コムズ型）	出力制限等、一定の基準を満たす、免許不要、定員制限がなく混信から保護される権利がないことを条件に、同一業務で共同利用する 既存の免許人と同一の帯域において、これに干渉を与えないようにするため、電力制限等、一定の基準を満たす、免許不要、定員制限がなく混信から保護される権利がないことを条件に、異業務で共同利用する（アンダーレイ）
B. 「排他的利用型」	電波をオークションで割り当て、取得した電波の空き空間、空き時間、空き周波数を転売・リースすることも認める
2 電波の空き空間、空き時間の効率的な利用を促進するとともに、これを可能とする技術の開発を促進する	

5 EUのIT政策の動向

eEurope 2005、電気通信規制パッケージを採択

1 「eEurope 2005アクションプラン」

2002年6月、欧州理事会は、「eEurope 2005アクションプラン（すべての市民のための情報社会）」を採択した。

本計画は、全欧州においてインターネットの普及を目指した「eEurope 2002アクションプラン」を引き継ぐものであり、民間投資の環境整備や新たな仕事を創り出すこと、生産性を高めること、公共サービスや教育の革新を図ること、グローバルな情報社会に誰もが参加する機会を得られるようにすることを目的としている。また、明確な目標を設定して進捗状況をベンチマークしつつ、新たな法的枠組みの採用を加速・調整している。

2005年までに欧州として実現すべき課題として、オンライン上の公共サービス、特に電子政府（e政府）電子学習（eラーニング）電子医療（eヘルス）とダイナミックなeビジネス環境を挙げており、その実現のために手頃な価格で利用可能なブロードバンドの普及、安全な情報インフラが必要である

としている。

2 新たな電気通信規制パッケージ

EUは、競争の促進や通信と放送の融合等、EUの域内における電気通信市場をダイナミックで競争力のあるものとするため、電気通信分野における従来の規制の枠組みを見直し、2002年4月に（プライバシー及び電子通信指令については2002年7月に）、一連の新たな電気通信規制を公布、施行した（図表）

なお、各加盟国は、2003年7月までに（プライバシー及び電子通信指令については2003年10月までに）国内の法制化作業を終えることが併せて義務付けられている。イギリスでは、2002年5月に情報通信法案が発表され、意見募集が行われた。その後、当該法案は議会に提出され、現在審議が行われている。フランスでは、2002年7月に電子通信法案が公表され、意見募集が行われた。現在、関係機関（電気通信規制機関（ART）及び仏視聴覚最高評議会）との調整を行っており、終了次第、同国の議会に提出される予定となっている。

図表 EUの電気通信規制パッケージの概要

指令・決定・規則の名称	概要
競争指令	電子通信ネットワーク及びサービスの提供に伴う特別な権利の廃止等基本的事項を規定
枠組み指令	電子通信ネットワーク及びサービス等の規制に関するEU域内における調和のとれた簡素な規制の枠組みを確立するため、各国規制機関の任務・責務、重大な市場支配力（SMP）を有する事業者に対する規制、市場における競争状況の分析手続、事業者間の紛争手続等を規定
認可指令	事業参入資格の認可についてのEU内での手続簡素化を図るため、一般認可により付与される権利及び条件等を規定
アクセス指令	電子通信ネットワーク及び関連設備へのアクセス並びに相互接続に関する規制の在り方を調和させるため、事業者に関する権利・義務、枠組み指令に基づき指定された重大な市場支配力を有する事業者が付与される権限及び責務を規定
ユニバーサル・サービス指令	有効な競争及び選択を通じて、EU全域に良質なユニバーサル・サービスが提供されることを確保するため、ユニバーサル・サービスの範囲、費用算定、資金調達等を規定
プライバシー及び電子通信指令	個人情報の処理におけるプライバシー保護を確保し、個人情報、電子通信サービスの自由な移動を確保する規定の調和を図るため事業者へのセキュリティ確保の責務、特定の個人情報の取扱等を規定
無線周波数決定	周波数政策の調整及び周波数の効率的な使用の確保を規定（周波数取引市場の創設）
ローカルループ・アンバンドリング規則	電子通信サービスの競争促進のため、加入者回線へのアンバンドルされたアクセスに係る条件として、SMPを有する固定系事業者に対し主に以下の義務を規定 加入者回線のアンバンドリングに係る接続約款（RO）の公表（ネットワーク要素、コロケーションの情報、システムの情報等を含む） 加入者回線への接続要望に対する透明、公正、無差別な条件による対応

6 アジアのIT政策の動向

中国の著しい成長が続く

1 中国

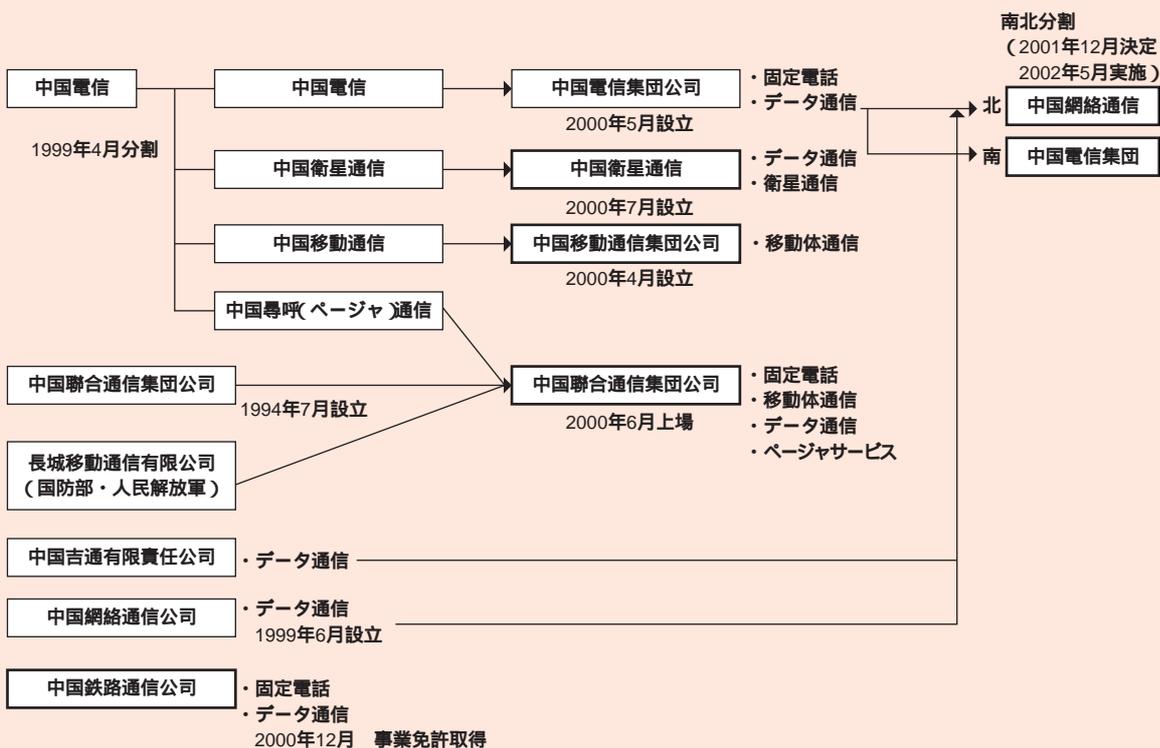
中国における電気通信市場の成長は著しく、中国情報産業部によると、2000年末から2002年末にかけて、固定電話の加入数が1億4,400万から2億1,442万へ、携帯電話の加入数が8,526万から2億662万へと急速に増加している。固定電話は米国に次いで世界第2位、携帯電話は世界第1位の加入者数となっている。また、インターネット加入者数は、CNNIC（中国インターネット協会）によると、2002年末に5,910万であり、米国、日本に次いで世界第3位となっている。

情報通信政策面では、中国は2001年12月にWTOへの正式加入を果たし、法制度の整備とともに、電気通信市場の開放を進めている。法制度については、2000年9月に電気通信分野の基本法ともいべき「電信条例」が制定された。電信条例では、電気通信事業を「基礎通信業務」と「付加価値通信業務」に分類し、「基礎通信業務」への外資の出資を49%まで認

めるとともに、「付加価値通信業務」では外資制限に関する規定を設けないなど、外資に対し市場が開放されている。これを受けて、2000年12月にAT&Tが中国企業と合併で上海に「上海信天通信有限公司」を設立し、初の外資参加が実現した。また、外資と中国企業との合併によって電気通信事業に参入する際の条件や手続等を規定した「外商投資電信企業管理規定」が2002年1月より施行されている。

国内事業者では、「中国電信」の1社独占体制を是正し、市場競争を促進するため、1999年3月に中国電信の分割が決定され、1999年4月に固定、移動、衛星、無線呼出しの4事業体への分割が完了した。さらに、2002年5月に、「中国電信」が南北に2分割され、北部地域の会社は、中国ネットワーク通信、吉通通信と合併し「中国ネットワーク通信」として新たに設立され、南部地域の会社は引き続き「中国電信集団」の名称で存続している（図表）

図表 中国電気通信関連組織・事業体の変遷



2 香港

IT戦略については、2001年5月、「2001デジタル21戦略」を発表し、香港における世界クラスの電子商取引環境の整備、香港特別行政区政府が好例となり先導することを保障、情報経済に向けて香港の人材を開発、香港社会のデジタル利用を促進、香港の長所を技術開発のために活用の主要達成分野5つにつき、イニシアティブと詳細なターゲットを設定して推進している。

電気通信事業の現状については、2003年1月に香港域内（国内）固定通信市場が完全自由化され、事業者への免許数が制限されず、自由に事業参加が可能になった。域内固定通信は、有線6社、ケーブルテレビ系1社、無線3社の10社体制で、企業向け通信、広帯域サービス等について競争が激化している。域外（国外）通信では1999年1月に事業ベースで自由化が行われており、2002年6月において233社が参加している。

移動体通信市場の加入数は増加しており、2002年4月において、人口672万人に対し加入数は576万加入、普及率は86%に達している。第三代移動体通信については、2003年頃サービスが開始される予定である。また、ブロードバンド加入者数は、電気通信管理局（OFTA：Office of the Telecommunications

Authority）によると、2002年11月末において約97万加入である。

3 韓国

韓国では、DSLを利用した高速インターネット加入者が急速に増加しており、韓国情報通信部によると、2002年末におけるインターネット利用者数は、約2,627万人に達している。

情報通信政策面では、2002年4月に、「CYBER KOREA 21」を修正・補完した「e-KOREA VISION 2006」を発表し、「国民の情報活用能力の向上」、「全産業の国際競争力強化」、「透明で生産的なスマート政府の実現」等を目標としている（図表）

4 インド

2000年、1997年電気通信規制庁法の改正が行われ、規制機関であるインド電気通信規制庁（TRAI：Telecom Regulatory Authority of India）内に、電気通信分野における紛争解決を目的として電気通信紛争処理・上訴裁判所（TDSAT：Telecom Dispute Settlement and Appellate Tribunal）が設置された（2001年1月から活動開始）。TDSATは、「免許者と免許人との間の紛争」、「サービスプロバイダ間の紛争」、「サービスプロバイダと消費者の間の紛争」、「TRAIの行った決定及び命令に対する訴えの処理」を行っている。

図表 「e-KOREA VISION 2006」（2002年4月）の政策内容（概要）

1 国民の情報活用能力の向上	インターネット利用人口を2006年までに全国民の90%に拡大すること
2 産業部門の情報化促進	産業全般において情報化を促進し、G7の水準まで生産性を向上させること
3 公共部門における情報化の促進	2006年までにオンライン行政サービスを全体行政サービスに拡大すること
4 サイバー空間の安全性・信頼性の保障	暗号技術、サイバーテロ対応技術、ネットワーク保護及び生体認識技術等の情報セキュリティの環境変化に対応する技術を開発すること
5 次世代情報通信インフラの拡充	2005年までに最低1Mbps級のブロードバンドインターネットの普遍的な利用環境を造成すること、また2006年までに全家庭の50%以上にデジタルテレビを普及させること
6 IT産業の戦略的育成	核心戦略商品の持続的な開発による30品目を世界一位商品として育成し、韓国のIT産業を育成していくこと
7 北東アジアビジネスの中心国家への跳躍	北東アジアIT分業体制の構築及びCDMAの海外進出を強化し、ITハブ国家としての地位を確立すること
8 国際協力の主導的な推進	OECD、ITU等の国際機関においてIT協力を主導し、情報格差解消の支援事業を強化すること
9 IT企業の海外進出の支援強化	輸出が有望な50の主要品目を発掘・育成し、2006年までに5年間IT分野の輸出3,500億ドルを達成すること。また、貿易黒字1,100億ドルを達成すること

7 国際的なデジタル・デバイドの状況

世界人口の15%の高所得国に、インターネット利用者の73%が集中

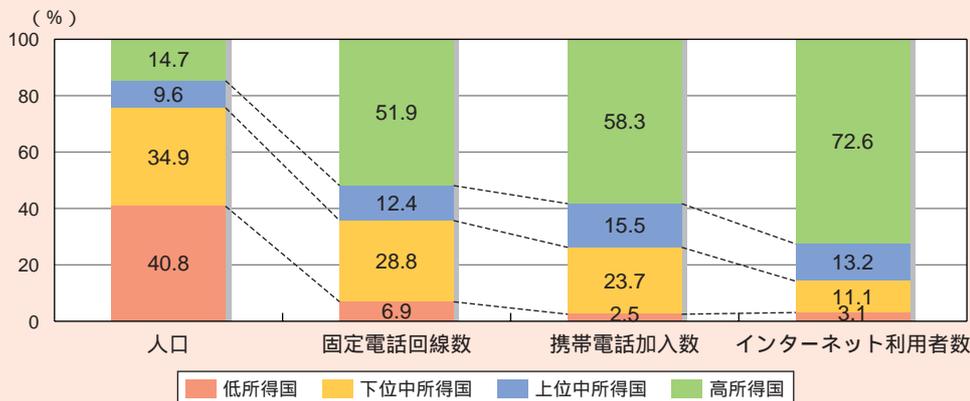
諸外国における情報通信の普及状況を比較すると、高所得国と低所得国の間で顕著な格差が存在しており、国際的な情報通信の利用格差（国際的なデジタル・デバイド）の是正は大きな課題となっている。

高所得国（国民1人当たりGNI（国民総所得^(注)）が9,266ドル以上の国）の人口は世界全体の14.7%に過ぎないが、世界の固定電話回線数の51.9%、移動電話加入数の58.3%、インターネット利用者数の72.6%が高所得国に集中している（図表 ）。

他方、低所得国（国民1人当たりGNIが755ドル以下の国）の人口は、全世界の40.8%を占めるが、固定電話回線数においては6.9%、移動電話加入数においては2.5%、インターネット利用者数においては3.1%を占めるに過ぎない状況にある。

また、1人当たりGNIと固定電話回線数、移動電話加入数及びインターネット利用者数の人口比には、高い相関関係がある（図表 ）。

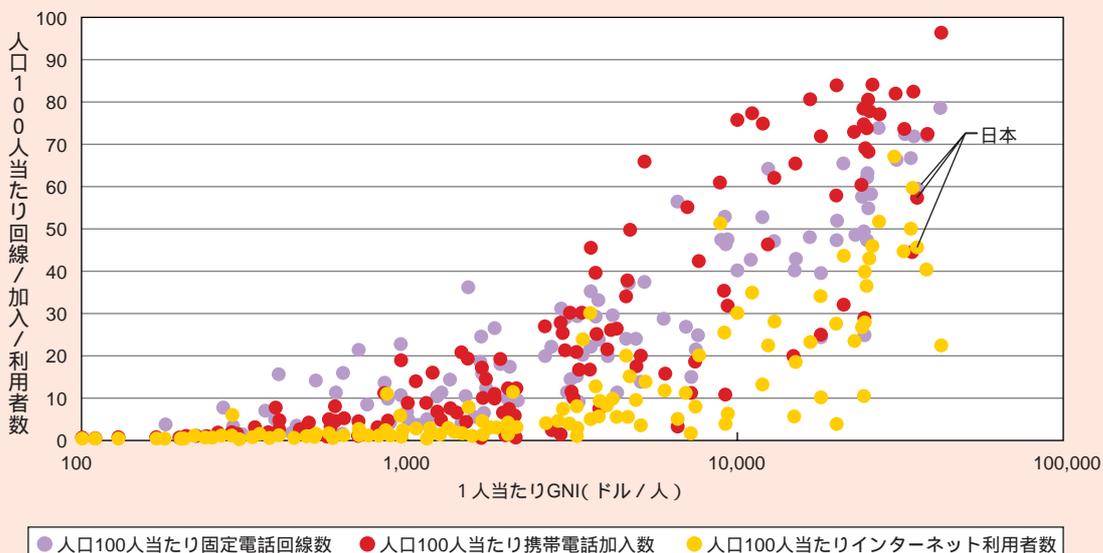
図表 世界の所得グループ別¹人口・固定電話回線数・移動電話加入数・インターネット利用者数²の比率（2001年）



1 高所得国...国民1人当たりGNI9,266ドル以上 上位中所得国...国民1人当たりGNI2,996～9,265ドル
 下位中所得国...国民1人当たりGNI756～2,995ドル 低所得国...国民1人当たりGNI755ドル以下

2 インターネット利用者数は推計値

図表 1人当たりGNIと人口100人当たりの回線数等との関係(2001年)



図表 、「ITU^f World Telecommunication Indicators 2002」により作成

(注) 国内総生産（GDP）に外国からの純要素所得を加えたもの